

条例等立案表

<p>題名 徳島県立学校規則等の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育総務課</p>
<p>担当者名 数藤洋詞</p>	<p>電話番号 三二〇八</p>
<p>提案理由 障害者の人権に対する一層の配慮の必要性に鑑み、徳島県立学校規則等における障害に関する用語の表記を改める必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 次に掲げる規則において使用されている障害に関する用語の表記を改めることとした。 1 徳島県立学校規則 2 文化財の保護に関する条例施行規則 3 徳島県教育振興審議会部会設置規則 二 この規則は、平成二十六年一月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考</p>
<p>関係法規</p>	<p>備</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐藤 紘子

徳島県立学校規則等の一部を改正する規則

(徳島県立学校規則の一部改正)

第一条 徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「障害種別」を「障がい種別」に改める。

別表第四中

対象とする障害種別

を

対象とする障がい種別

に改め、

同表徳島県立盲学校の項中

視覚障害

を

視覚障がい

に改め、同表

徳島県立聾学校の項中

聴覚障害

を

聴覚障がい

に改め、同表徳島

県立板野支援学校の項中

知的障害
肢体不自由
病弱

を

知的障がい
肢体不自由
病弱

に改め、同表徳

島県立国府支援学校の項及び徳島県立阿南支援学校から徳島県立みなと高等学園までの

項中

知的障害

を

知的障がい

に改める。

(文化財の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 文化財の保護に関する条例施行規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第十五号中「障害」を「故障」に改める。

(徳島県教育振興審議会部会設置規則の一部改正)

第三条 徳島県教育振興審議会部会設置規則(平成六年徳島県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表障害児教育部会の項中

障害児教育部会

を

特別支援教育部会

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

提案理由

障害者の人権に対する一層の配慮の必要性に鑑み、徳島県立学校規則等における障害に関する用語の表記を改める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

改正案

現行

(課程、学科等)
 第三条 (略)
 2 現に設置する徳島県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)(分校を含む。)の名称、部、学科、対象とする障がい種別及び所在地は、別表第四のとおりとする。
 3 (略)

(課程、学科等)
 第三条 (略)
 2 現に設置する徳島県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)(分校を含む。)の名称、部、学科、対象とする障害種別及び所在地は、別表第四のとおりとする。
 3 (略)

別表第四(第三条関係)

別表第四(第三条関係)

学校名	部及び学科名	対象とする障がい種別	所在地
徳島県立盲学校	(略)	視覚障がい	(略)
徳島県立聾学校	(略)	聴覚障がい	(略)
徳島県立板野支援学校	(略)	知的障がい 肢体不自由 病弱	(略)
徳島県立国府支援学校	(略)	知的障がい	(略)
徳島県立鴨島支援学校	(略)	肢体不自由 病弱	(略)
徳島県立ひのみね支援学校	(略)	肢体不自由	(略)
徳島県立阿南支援学校	(略)	知的障がい	(略)
徳島県立阿南支援学校	(略)	知的障がい	(略)
徳島県立池田支援学校	(略)	知的障がい	(略)
徳島県立池田支援学校	(略)	知的障がい	(略)
徳島県立美馬分校	(略)	病弱	(略)
徳島県立みなと高等学園	(略)	知的障がい	(略)

学校名	部及び学科名	対象とする障害種別	所在地
徳島県立盲学校	(略)	視覚障害	(略)
徳島県立聾学校	(略)	聴覚障害	(略)
徳島県立板野支援学校	(略)	知的障害 肢体不自由 病弱	(略)
徳島県立国府支援学校	(略)	知的障害	(略)
徳島県立鴨島支援学校	(略)	肢体不自由 病弱	(略)
徳島県立ひのみね支援学校	(略)	肢体不自由	(略)
徳島県立阿南支援学校	(略)	知的障害	(略)
徳島県立阿南支援学校	(略)	知的障害	(略)
徳島県立池田支援学校	(略)	知的障害	(略)
徳島県立池田支援学校	(略)	知的障害	(略)
徳島県立美馬分校	(略)	病弱	(略)
徳島県立みなと高等学園	(略)	知的障害	(略)

改正案

様式第十五号（第三十三条関係）

徳島県指定無形文化財保持者心身故障届書

- 一 県指定無形文化財の名称
- 二 認定年月日
- 三 心身の故障の生じた年月日
- 四 心身故障の状況
- 五 その他参考となるべき事項

右のとおり、心身を故障いたしておりますので、お届けします。

年月日

保持者 住所

氏名



徳島県教育委員会殿

現行

様式第十五号（第三十三条関係）

徳島県指定無形文化財保持者心身故障届書

- 一 県指定無形文化財の名称
- 二 認定年月日
- 三 心身の故障の生じた年月日
- 四 心身故障の状況
- 五 その他参考となるべき事項

右のとおり、心身を障害いたしておりますので、お届けします。

年月日

保持者 住所

氏名



徳島県教育委員会殿

別表			改正案
特別支援教育部会	教育振興部会	名称	
(略)	(略)	分掌事務	現行
別表			
障害児教育部会	教育振興部会	名称	
(略)	(略)	分掌事務	

1 「障害」の「害」の字の「平仮名表記」について

平成23年の障害者基本法の大幅な改正（平成23年法律第90号）に加え、本年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」が公布されるなど、障害者の方々の人権尊重のための法整備が進んでいる。

一方で、「障害」の「害」の字にマイナスのイメージを感じる方がおり、障害者の方々の心情に一層配慮した取組が求められている。

そこで、本県においては、平成26年1月より「障害」を「障がい」と表記することとする。

2 規則改正の理由

障害者の人権に対する一層の配慮の必要性に鑑み、徳島県立学校規則等における障害に関する用語の表記を改める必要がある。

3 規則改正の概要

次の規則において使用されている障害に関する用語（「障害」、「視覚障害」等）の一部の表記について、「害」の字を平仮名（「がい」）で表記する等の改正を行う。

- ① 徳島県立学校規則
- ② 文化財の保護に関する条例施行規則
- ③ 徳島県教育振興審議会部会設置規則

4 施行期日

平成26年1月1日